

水道設備の無料点検を実施

高齢者世帯を対象

申込みは6月30日(金)まで

6月1日から7日は全国「水道週間」です。水道局は、水道週間行事の一環として、5月10日(水)から6月30日(金)まで、高齢者世帯に対する水道設備(給水装置)の無料点検を実施します。

対象は、市内在住で65歳以上の一人暮らしの世帯、または、65歳以上のご夫婦のみの方です。

点検には、水道局職員または西宮市水道サービス協会職員が訪問し、水道設備の漏水の有無の確認と蛇口(給水栓)のコマパッキンの取替えを行います。(シングルレバー栓、シャワー栓など、水道局で対応できないものの修理については、希望されれば、指定工

事業者をお知らせしますが、その場合は有料になります。点検を希望される方は、電話またはファックスで申し込み、お問い合わせ受付

申込みの受付は、5月10日(水)から6月30日(金)まで(土、日曜日を除く)の期間で、午前9時00分から午後5時30分です。なお、7月に入ってから

の申込みは有料となります。申し込み、問い合わせ受付電話番号は、(0798・32・4000)、ファックスは(0798・32・2278)へ。

安心してご使用いただくために 厳しい水質管理を実施 平成18年度の水質検査計画を策定

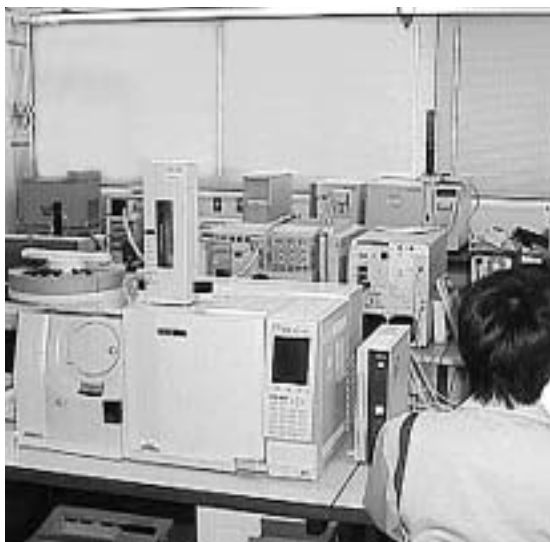
この水質検査計画は、水道水が水質基準に適合していることを確認する品質保証の水質検査と、安全で良質な水道水をお届けするための品質管理の水質検査について、検査地点や項目、検査回数などを定め、その結果を公表することにより、水質検査の適正化・透明性を確保するために策定するものです。

水質検査計画の概要

検査地点と項目
品質保証の水質検査については、浄水場からの配水系統ごとに蛇口(給水栓)で実施します。

1日1回の毎日検査項目(消毒の効果を確認する残留塩素と色、濁り)の検査を市内9地点で行います。

また、水質基準項目(一般細菌や大腸菌と健康に影響のある金属や化学物質のほか、臭いや味、色など使用上に支障を与える項目など50項目)と水質管理上必要



ガスクロマトグラフ質量分析装置による消毒副生成物などの検査(水質試験所)

なその他項目の検査を市内15地点で定期的に行います。品質管理の水質検査については、水源や浄水場の原水及び配水池41地点で実施します。

品質保証の水質検査については、毎日検査、毎月検査及び年4回の全項目(水質基準50項目)検査を行います。

また、品質管理の水質検査については、毎月検査を基本に必要に応じて回数を増減します。その他の取り組みとして、安全を確保するためには、水源から蛇口まで総合的に



平成17年度の水道モニター会議の様子

平成18年度 水道モニターを募集

受付は5月17日(水)まで

最近、水道局の方から「来ました」や「水道局から依頼されています」などと言って、水道局の職員や水道局から委託されている業者を装った強引な訪問販売や電話勧誘が多発しています。

水道局職員を装う訪問販売、 電話勧誘にご注意を!

「ご依頼のない水質検査をして料金を請求すること。突然ご家庭を訪問して、不要なものを購入した場合でも、クーリングオフ制度があります。契約のトラブルについての問合せは、消費生活センター相談コーナー(0798・64・0999)へ。」

水道局では、次のよう

水質検査をし、水道管の清掃や、高額な浄水器・磁気活水器を販売などすること。水道局では、次のよう

水道局は、水道事業について市民の皆さまのご理解を深めていただくとともに、「ご意見を事業に反映させるため、水道モニターを募集します。」

募集人員:30名(応募多数の場合は抽選) 対象:市内在住の満20才以上で、平日の午後開催の会議などに参加できる方。ただし、前回までの経験者は不可。

活動期間・回数:平成18年6月から平成19年3月末までの間の4回程度。 活動内容:モニター会議

応募方法は、5月17日(水)までに水道局(本局・各出張所、各支所、公民館などの窓口)に備え付けの応募用紙に必要事項を記入し、郵送(同日消印有効)またはファックス(0798・32・2278)で水道局経営戦略グループへお申し込みください。

問合せは水道局経営戦略グループ(0798・32・2207)へ。 ちなみ方には特に便利です。また、すっかり納期期限を忘れた場合でも安心です。ぜひ口座振替のご利用をお願いいたします。

申込みは、検針時にお渡している「水道」ご使用量等のお知らせもしくは、水道料金等請求書のほかに、預金通帳およびお届け印をお持ちのうえ、金融機関または郵便局の窓口でお願いいたします。

水道料金のお支払いは... 便利な口座振替をご利用ください。

水道料金のお支払いは、納付書による払込と口座振替の2つの方法があります。

なお、振替日は2カ月に1度、検針日の翌月の9日(土、日曜、祝日の場合は翌営業日)です。 問合せは水道局分室(0798・39・0657)へ。

水道局では、斑状歯の認定検診及び治療の受付を行っています。すでに検診を受けた方でも未検診の歯があれば受診できます。すでに斑状歯手帳をお持ちの方は、手続き終了後、健康福祉局障害福祉課へ。在宅老人介護手当または家族介護慰労金受給家庭水道ご使用量等のお知らせ、印鑑をお持ちのうえ、健康福祉局長寿福祉グループへ。

水道工事費の 貸付・助成

水道管が古くなって赤水が出たり、水の出が悪くなったりした給水装置の改善の促進を図るため、次のような工事費の貸付や助成制度があります。

水道の改造工事(赤水や出水不良等)を対象に30万円以内で融資します。 工事費の助成 水道の引き込み管が口径25mm以下で、材質が鋼管や鉛管などのため古くなって

また、転居時の水道の使用開始・中止申込みも受付けています。口座振替の方は水道料金の照会サービスもご利用ください。 市役所ホームページから もアクセスできます。 みなさまからのご意見もお待ちしております。 http://suidou.nishi.or.jp/



重度心身障害者、 在宅家庭など 基本料金を免除

上下水道の基本料金を、重度心身障害者・在宅家庭などを対象に免除する制度があります。

問合せは水道局給水装置課(0798・32・2230)へ。

斑状歯検診・治療 希望者は連絡を

水道局では、斑状歯の認定検診及び治療の受付を行っています。すでに検診を受けた方でも未検診の歯があれば受診できます。すでに斑状歯手帳をお持ちの方は、手続き終了後、希望されるときに治療を受けることができます。なお、対象となる方や治療方法には一定の基準がありますので、希望者はご連絡ください。

問合せは水道局水道総務課(0798・32・2233)へ。

問合せは水道局業務課(0798・32・2221)へ。

詳細はホームページ 等で公表

水道水は、水道法に基づ

平成18年度水質検査計画の概要については、水道局ホームページまたは水道局の窓口でご覧いただけます。

問合せは、水道局水質試験所(0798・51・6262)へ。

問合せは水道局分室(0798・39・0657)へ。

問合せは水道局業務課(0798・32・2221)へ。